

令和6年能登半島地震により自動車に被害を受けられた方へ (自動車重量税関係)

令和6年1月
国 税 庁

令和6年能登半島地震により、被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。
自然災害により被害を受けて廃車する自動車(被災自動車)については、自動車重量税の還付措置が設けられています。

1. 被災自動車に係る自動車重量税の還付

自動車検査証の有効期間内に、令和6年能登半島地震により被害を受けて廃車となった被災自動車の所有者の方は、運輸支局(自動車検査登録事務所)又は軽自動車検査協会事務所(以下「運輸支局又は軽自動車検査協会」といいます。)において自動車の永久抹消登録又は滅失・解体の届出(以下「永久抹消登録等」といいます。)の手続きを行い、「被災自動車に係る自動車重量税の還付申請書(自然災害用)」を提出することにより、自動車重量税の還付を受けることができます。

被災自動車とは、例えば以下のような理由により、永久抹消登録等の手続きを行った自動車をいいます。

- ・ 車庫の倒壊などにより車体が破損してしまい使用できなくなった
- ・ 洪水などにより、水に浸り使用できなくなった

被災者生活再建支援法が適用される区域において被災した自動車の対象となります。

「令和6年能登半島地震による災害」に係る被災者生活再建支援法の適用該当区域については、内閣府ホームページをご確認ください。

【 https://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiiken/shiensya_jyoukyou.html 】

還付申請書の提出先

被災自動車の所有者の方は、自動車重量税の還付申請書を令和6年能登半島地震による被災日から5年以内に、運輸支局又は軽自動車検査協会の窓口に提出してください。

なお、還付申請書の提出に当たっては、自動車の永久抹消登録等の手続きが必要となりますので、手続きがお済みでない場合は、ナンバープレートを管轄する運輸支局又は軽自動車検査協会において、永久抹消登録等の手続きと還付申請書の提出を併せて行ってください。

還付を受けられる金額

納付した自動車重量税額のうち、車検残存期間(令和6年能登半島地震による被災日から自動車検査証の有効期間満了日までの月数)に応じ、以下により計算した金額が還付されます。

還付金額 = 納付した自動車重量税額 ÷ 車検証の有効期間 × 車検残存期間

※ 車検残存期間が1か月以上あるものが還付対象です。

車検残存期間の計算において、1か月未満の日数は切捨てとなります(例: 1か月と15日 ⇒ 1か月)。

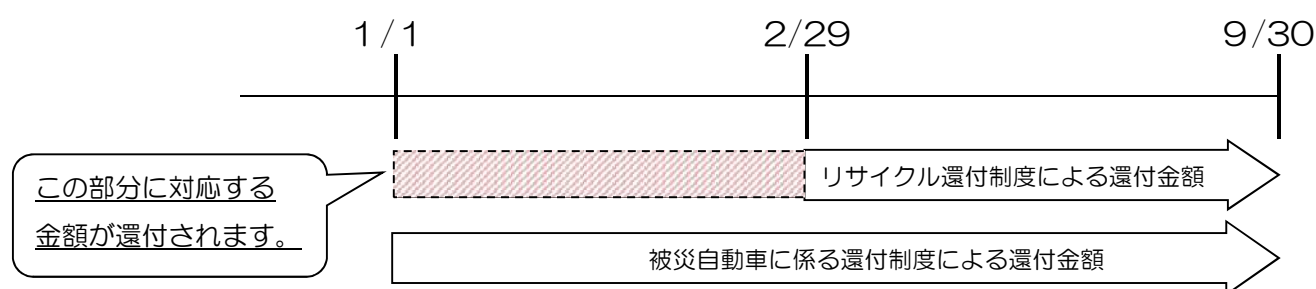
2. 既にリサイクル還付申請の手続きを行ってしまった場合

「令和6年能登半島地震による災害」を原因として滅失・解体された被災自動車は、被災自動車の還付制度の対象となります。

そのため、既にリサイクル還付申請を行っている場合には、被災自動車に係る還付制度による還付との差額が還付されることになります。

なお、差額部分の還付申請は、自動車重量税還付申請書を令和6年能登半島地震による被災日から5年以内に、運輸支局又は軽自動車検査協会の窓口に提出してください。

(例) 災害発生日（1月1日）後、自動車検査証の満了日（9月30日）前に廃車（2月29日）した場合



- 自動車重量税の還付措置の内容や自動車の永久抹消登録等の手続きについて、ご不明な点や更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、以下にお問合せください。

【自動車重量税の還付措置の内容】

住所地等を管轄する国税局消費税課

【自動車の永久抹消登録等の手続き】

最寄りの運輸支局又は軽自動車検査協会

- 税に関する災害関連情報を、国税庁ホームページ（ホーム＞税の情報・手続・用紙＞税について調べる＞災害関連情報）に掲載していますので、ご参照ください。

- 永久抹消登録等の手続きについては、以下のホームページをご覧ください。

国土交通省ホームページ 【 <https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/> 】

軽自動車検査協会ホームページ 【 <https://www.keikenkyo.or.jp> 】